

議案第148号

松阪市国民健康保険条例の一部改正について

松阪市国民健康保険条例（平成17年松阪市条例第141号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月8日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松阪市国民健康保険条例（平成17年松阪市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改め、同項ただし書中「1万6千円」を「1万2千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに出産した被保険者に係る松阪市国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例による。